

仕 様 書

- 1 業 務 名 清掃業務委託(長期継続契約)
- 2 業務場所 仙北市西木町門屋字屋敷田100 仙北市介護老人保健施設にしき園
- 3 期 間 令和8年5月1日～令和9年4月30日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。)
- 4 業務目的 利用者・職員が衛生的で快適に過ごせる環境を維持するため。
- 5 業務内容
- <日常清掃> ○清掃日： 月曜日～土曜日(祝日、年末年始を含む)
○清掃時間： 午前8時から午後5時(休憩60分)
○清掃箇所： 別紙1「日常清掃作業内容」、平面図1のとおり
○作業内容： 別紙1「日常清掃作業内容」とおり
- <定期清掃> ○清掃期間： 業務期間内
○清掃時間： 午前8時から午後5時(休憩60分)
○清掃箇所： 別紙2「定期清掃作業内容」、平面図2及び3、立面図1及び2のとおり
○作業内容： 別紙2「定期清掃作業内容」とおり
- 6 業務従事者 ○受注者は、従業者の員数、勤務時間、資格、経験については、業務を行う上で必要な人員を常に確保していること。
- 7 費用負担 ○業務に必要な経費(洗剤、モップ、クロス、手袋等)については受注者の負担とする。ただし、業務に必要な光熱水費については発注者の負担とする。
○発注者は、清掃員休憩室として「宿直室」、清掃用具置き場として「倉庫」を無償で受注者に貸与する。
- 8 秘密保持 ○受注者は本業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、本契約終了後も同様とする。
- 9 その他 ○責任者は病院清掃受託責任者の有資格者とする。
○当施設では、入所者(利用者)に対して病院等に準ずる医療行為が行われる施設であるため、清掃業務実施にあたっては十分にその点を理解していること。
○作業員はユニフォームを着用し清潔を心掛け、私語・清掃作業以外の行動は厳に慎むこと。
○業務に使用する機械器具及びワックス等の諸資材は、適正良質のものを使用すること。
○感染症(新型コロナウイルス、ノロウイルス、食中毒、インフルエンザ)対策については清掃業務従事者への指導や研修等実施により、万全を期すこと。業務前の体調確認、検温、消毒を行い、マスクを着用すること。
○この契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額等があった場合には本契約を解除することができるものとする。その場合は、発注者はこの契約を変更または解除しようとする会計年度開始日の一ヶ月前までに受注者に通知しなければならない。
○受注者は解除により損失が生じたときは、発注者に損害を請求することができるものとする。
○特に定めのない事項に関しては、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。